

回 覧									

令和8年 熊本地震災害義援金 受付中

日本赤十字社では、令和8年7月28日に発生した、熊本地震による災害義援金を受け付けています。

皆さまからお寄せいただきました義援金は、被災地の方々の生活を支援するため、全額が被災者に配分されます。皆さまの温かいご支援をよろしくお願いいたします。

※日赤では、手数料等の経費は一切いただいておりません。



日本赤十字社 HP

1 募金箱設置場所

- ・湯前町役場
- ・湯前町保健センター
- ・湯前町社会福祉協議会

2 窓口での受付

日本赤十字社湯前町分区(湯前町社協)窓口

3 受付期間

令和8年7月31日(金)から令和8年10月30日(金)まで

4 現在の配布先

熊本県

5 「受領証」について

募金箱に寄付いただいたものは、受領証の発行はできませんのでご了承ください。受領証をご希望の方は、社協窓口でお申し出いただくか、裏面に記載のお支払方法でお振込みください。

《受付窓口》 湯前町高齢者生活福祉センター湯愛内

湯前町社会福祉協議会（日本赤十字社湯前分区）

【問合せ先】Tel：43-4117

裏面もご覧ください

◆振り込みの場合

(1) 日本赤十字社 熊本県支部

・肥後銀行 三郎支店

【口座番号】普通預金 6 5 6 8 5 3

・熊本銀行 本店営業部

【口座番号】普通預金 3 2 4 8 1 6 7

※口座名義はいずれも「日本赤十字社熊本県支部長 木村敬」

※金融機関によっては、振込手数料が別途かかる場合があります。

※受領証発行を希望の場合は、熊本県支部ホームページ内のお問い合わせフォームから下記内容を連絡してください。

(住所、氏名、電話番号、寄付日、寄付額、振込金融機関名および支店名)

(2) 日本赤十字社 本社

・ゆうちょ銀行・郵便局

【口座記号番号】00190-3-605956

【口座加入者名】「日赤令和8年熊本地震災害義援金」

【口座名義略称】「日赤 R8 熊本地震義援金」

※振込取扱票の口座名義欄への記載は、上記の口座名義略称でも取扱い可能。

※受領証の発行を希望される場合は、通信欄に「受領証希望」と記載し、ご依頼人欄に「お名前・ご住所・電話番号」を記載してください。

※ゆうちょ銀行・郵便局窓口での振り込みの場合、振替手数料は免除されます。

(3) 受領証について

ゆうちょ銀行の振込用紙の半券や金融機関の振込時の利用明細票は、受領証の代わりとなり、寄付金控除申請の際にご利用いただけます。この場合における確定申告手続きの際は、義援金専用口座への振り込みであることが確認できる書類が必要になります。※詳しくは日本赤十字社のホームページをご覧ください。

災害ボランティアに参加される方へ

被災地でのボランティア活動にあたっては、万が一の事故や怪我、また器物破損等に備え、「ボランティア活動保険」への加入が必須となっております。(保険料：500円)被災地へ向かわれる方は、必ず事前に社協窓口かwebにて手続きをお済ませいただきますようお願いいたします。※ボランティア活動保険は災害ボランティアセンターを通してのボランティア活動のみ補償の対象となります。

WEB申し込みはこちらから→

